

保育士として就職・復職を考える皆さまへ✿

# 未就学児を持つ保育士に対する 保育料の一部貸付

沖縄県在住  
貸付対象者へ  
ご案内

申請期間 | 就職(復職)から3ヶ月以内



▶▶▶未就学児を持つ保育士に対して保育料の一部を貸付けることにより、保育士資格保有者の就職支援を図ることを目的とした貸付制度です。



## 貸付金額

未就学児の**保育料の半額**として  
月額**27,000円**を上限

全て無利子！貸付期間は1年を限度！

例:)保育料3万円/月の場合、  
15,000円×12ヶ月＝総額180,000円

## 返還免除

2年間保育士として従事すると  
貸付金が**全額返還免除！！**

詳しい免除要件については裏面をご覧ください

## 貸付対象要件

次のいずれかの要件を満たし、保育士として週20時間以上勤務する方。

※就職(復職)から原則3ヶ月以内の者。ただし、勤務開始日から1年以内に未就学児の保育料が発生した場合は、保育料が発生後、原則3ヶ月以内の者とする。

(1) 未就学児を持つ保育士であって、次のア～セの施設等に新たに勤務する者。

ア.保育所      イ.預かり保育を常時実施する幼稚園

ウ.認定こども園へ移行予定の幼稚園      エ.幼保連携型認定こども園

オ.エ以外の認定こども園      カ.家庭的保育事業      キ.小規模保育事業

ク.居宅訪問型保育事業      ケ.事業所内保育事業

コ.病児保育事業(届出を行ったもの)      サ.一時預かり事業(届出を行ったもの)

シ.離島その他の地域において特例保育を実施する施設

ス.認可外保育施設のうち地方公共団体における単独施策で保育を行っている施設

セ.企業主導型保育事業

(2) 上記の施設等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復職する者。

※未就学児の預け先も貸付対象要件(1)のア～セの施設等が対象となります。

※貸付を申請する際には、債務を負担する能力のある連帯保証人(1人)を立てる必要があります。

## 返還免除の要件

沖縄県内の施設等(貸付対象要件(1)にあげた施設等)において保育士の業務に従事し、かつ、2年間引き続き当該業務に従事したとき、貸付金の全額が返還免除となります。

※この要件を満たせない場合は、特別な事由がない限り返還の対象となります。

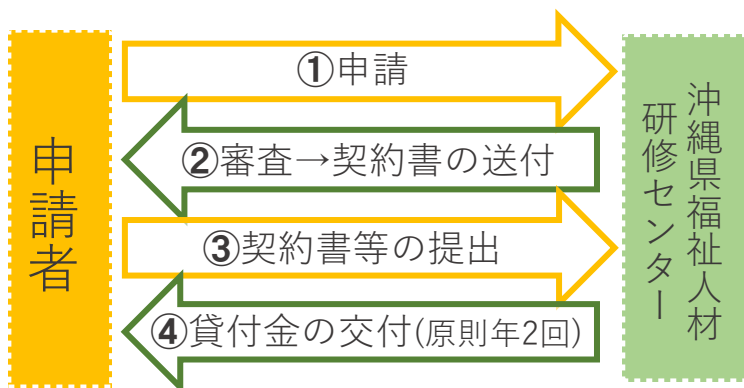


## 貸付期間

未就学児を持つ保育士が対象の施設等に勤務を開始した日から起算して1年間を限度とします。

※勤務開始時に保育料が発生していない場合、勤務開始月から1年以内に保育料が発生した時は、保育料発生月から1年間を限度とします。

## 申請から貸付までの流れ



## 申し込み方法

以下の申請書類等を揃えて、下記の『お問い合わせ・申し込み先』へ持参又は郵送にてご提出ください。

- (1) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付申請書(第1号様式)
- (2) 住民票の原本(申請者と子どもの現住所がわかるもの、マイナンバーの記載のないもの)
- (3) 所得証明書の原本(連帯保証人)

※勤続年数1年未満の方は直近の給与明細の写しを併せてご提出ください。

- (4) 申請者の勤務先、勤務時間が確認できる書類(雇用契約書の写し等)
- (5) 申請者の子どもが施設等に入所が決定したことが確認できる書類
- (6) 申請者の子どもの保育料が確認できる書類
- (7) 保育士登録証の写し
- (8) その他本会会長が必要と認める書類

- 保育士業務未経験の方
- 対象の施設等に再就職される方
- 産休・育休等で離職された方等で要件を満たす方は就職準備金貸付の対象になる可能性があります。詳しくは本会までお問い合わせ下さい。

## お問い合わせ・申し込み先

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会  
福祉人材研修センター(保育料の一部貸付事業担当)

〒903-8603 那覇市首里石嶺町4-373-1(沖縄県総合福祉センター西棟3階)

TEL: 098-882-5703 FAX: 098-886-8474

制度の詳細や各種様式は、沖縄県福祉人材研修センターのホームページにてご確認ください♪

